

報告第3号

教育庁等の職員の任免についての専決処分報告

教育庁総務課長等の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

平成25年3月28日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

教育長、教育次長、参事及び教育庁等の所属長の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定において教育委員会の議決事項とされているところですが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁総務課長等の任免について専決処分を行う。

平成25年3月22日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

教育庁総務課長等の任免について

教育庁総務課長等について、次のとおり発令する。

【平成25年3月31日付け】

現 在 職	氏 名
総務課長	深 井 智
生涯学習課長	小 川 秀 昭
生涯学習課政策監	永 井 義 之

知事の事務部局へ出向を命ずる

【平成25年4月1日付け】

新 任 職	現 在 職	氏 名
総務課長	鹿角地域振興局総務企画部長	金 田 恵
生涯学習課長	総務部総務課政策監	平 川 祐 作

(頭書)を命ずる

(参考)課所長以外の課長級職員

【平成25年3月31日付け】

現 在 職	氏 名
生涯学習課政策監	永 井 義 之

知事の事務部局へ出向